

# 美桑が丘

《 校 訓 》

『創造敬愛』

下川中学校 学校だより  
第10号 R3.12.24発行

## 「お天道様が見てござる」

校長 藤弘 のぞみ

1年生の皆さんは全員、この言葉に記憶があるはずだ。道徳の教科書の『仏の銀蔵』という話で、遵法精神(法やきまりを守ろうとする心)と公德心(社会の一員として正しい生き方をしようとする心)を学ぶ題材であった。

話を知らない2,3年生、保護者、地域の皆様のためにあらすじを書く。

銀蔵という金貸しが、人々に高い利息でお金を貸しては、証文をたてに厳しく取り立てていた。ある時、カラスが足にこの証文をからませたまま飛んでいき、証文が無くなった。後日銀蔵に手紙が届き、「寺の寶錢箱に20両入れれば返す」という内容だった。銀蔵は20両入れたのに何事も起きなかったため、寺の住職に金を返せと迫った。住職は「入れた証拠がない」と言う。

生活に困った銀蔵は、食べるものを求めて、かつて金を貸し厳しく取り立てていた人々の家を回った。さすがに哀れだと思った人々は食べ物に分けてやるとともに、少しずつ返せるだけの金を返してやるようになった。銀蔵は証文もないのに、なぜ人々が金を返してくれるのか理解ができなかった。

人々は言った。

「貧しいが盗人にはなりたくねえ」「お天道様が見てござる」



この授業を後ろで見ていた私は、人々の気っぶの良さ、その心意気に感動した。思わず時代劇で「こちとらあ江戸っ子よ」でせりふを言い始めた役者に、「いよっ！いいぞ！」と声を掛けたくなる落ちであった。

貧しいが心根は曲がっていない、盗人にはなりたくない、と言い切った人々。お天道様が見ていると言った人々。ここでまた思ったのである。私も小さいときから、「間違ったことは絶対にしてはいけない。人として正しく生きなさい。見る人はちゃんと見てくれている。だれも見えていなくてもお天道様が見ている。」と親に言われて育ったのである。そう言われると、頭の上の辺りにもう一人の自分がいるような気がし、自分を裏切るわけにはいかなかった。短い言葉ではあるが、何とも恐ろしく心に刻まれる親の「しつけ」である。

明日から冬休み。今晚のクリスマスイブ、年末、年始とおいしい物を食べ、家族で笑い、鋭気を養うのだろう。十分に充電してほしい。そして、時々「お天道様が見てござる」を思い出してはくれないだろうか。下川町で育つ児童生徒が「こちとら下川っ子よ！曲がったことはでえ嫌え！」(美しい日本語で読み替えていただければ幸い)と自信をもって言えるようになればよいと願っている。

どうぞ、よいお年をお過ごしください。

## 学校評価 ご協力ありがとうございました

Web 回答または紙での回答が56件(73名中)ありました。ご協力ありがとうございました。今後、分析し1月末に結果を公表します。

## 赤い羽根共同募金

■先日、赤い羽根共同募金運動を生徒会本部が主体となって取り組みました。生徒会だよりや昼の放送で呼びかける活動を行いました。全体で15,083円の協力がありました。生徒会本部役員が下川町社会福祉協議会に届けました。

## 人権作文表彰

■2・3年生が全国中学生人権作文コンテスト旭川地方大会に応募しました。その結果、4名が受賞し後日、校長室で人権擁護委員の皆様から表彰していただきました。

優良賞 3年 梅坪 日菜  
優良賞 3年 斎藤 丈喜  
優良賞 3年 松岡 杏奈  
優良賞 2年 川崎 莉愛



## 芸術鑑賞

■8日(水)、Mr.アパッチさんによるパフォーマンスは「一瞬たりとも見逃せない演出」で、本格的なエンターテインメントを存分に楽しみました。ジャグリングの高度な技のすごさに圧倒され拍手が鳴りやむことはありませんでした。体験コーナーもあり、大いに盛り上がりました。



### 1月の予定

- 1月 1日(土) 元日、学校閉庁日～3日(月)
- 7日(金) ソフトテニス1年生大会、スマイルプロジェクト
- 10日(月) 成人の日
- 12日(水) ～14日(金) 全道中体連ノルディック競技大会
- 13日(木) ～14日(金)、17日(月) 冬季休業中学習会
- 14日(金) スマイルプロジェクト
- 18日(火) 3学期始業式
- 20日(木) ～21日(金) 学年末テスト(3年)
- 20日(木) 基礎力定着テスト(1・2年)
- 21日(金) 1学年スキー授業(下川)、英語検定
- 24日(月) 2学年スキー授業(下川)
- 25日(火) 諸費納入日、放課後学習
- 26日(水) 租税教室(3年)
- 27日(木) 放課後学習

■2学期終業式の校長講話では、生徒が今学期に行った全ての行事に全力で向かったことを褒め、一方で安心して過ごせる学校生活のあり方について考えさせる話をしました。再度、ご家庭でもお子様の持ち物をご確認いただければ幸いです。

## いじめ撲滅集会

■21日(火)いじめ撲滅集会を行いました。いじめ撲滅宣言(2017年4月採択)といじめの定義を全校生徒で確認し、いじめの種を考え、発芽させないために何ができるか話し合いました。



### いじめ防止対策推進法

※いじめの禁止

**第四条** 児童等は、いじめを行ってはならない。

※学校及び学校の教職員の責務

**第八条** 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

※保護者の責務等

**第九条** 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

これからも、地域、保護者とともにお子様を大切に育てていきます。

## 中高連携起業家教育

■15日(水)2年生が下川商業高校にて中高連携起業家教育「うどん学習」に参加してきました。高校の先輩達の指導の下、グループに分かれ、うどん打ちに挑戦しました。この体験を通じて食育やもの作りの大変さ、地域の特産品について学ぶことができました。



